

平成 29 年度環境技術実証事業 分野見直し及びテーマ自由枠運営小委員会 設置要綱（案）

1. 開催の目的

環境省は、既に適用段階にありながら、普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者が客観的に実証する環境技術実証モデル事業を平成 15 年度より実施してきた。その実績を踏まえ、平成 20 年度からは環境技術実証事業として本格実施している。

今後、平成 28 年度からのテーマ自由枠の運用開始や環境技術実証に係る ISO14034 が発行されたため、これらについて専門的知見から検討を行うことを目的とし、環境技術実証事業運営委員会（以下「運営委員会」という）の下に分野見直し及びテーマ自由枠運営小委員会（以下「小委員会」という）を設置し、その検討結果については取りまとめて運営委員会へ報告等するものとする。

2. 主な調査検討事項

「テーマ自由枠の対象技術及び実証機関の選定」及び「既存実証技術分野の見直し」並びに「国際標準化に関わる国内対応」に対する指導・助言等

3. 組織等

- (1) 小委員会は、委員 6 名以内で構成する。
- (2) 必要に応じて臨時委員を追加できることとする。
- (3) 小委員会に座長を置く。
- (4) 座長は、小委員会を総理する。
- (5) 委員は、様々な分野の環境技術等に精通した学識経験者や有識者等から環境省総合環境政策局の同意を得て、実証運営機関が委嘱する。
- (6) 委員員の委嘱期間は、承諾を得た日から当該日の属する年度の末日までとする。
- (7) その他、必要に応じ環境技術実証事業に参画する者、利害関係者等をオブザーバー等として参加させることができることとする。

4. 審議内容等の公開等

本小委員会は、公開することにより、公正かつ中立な検討に著しい支障を及ぼすおそれや、特定な者に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれがあるため、原則、非公開で行うこととする。また、委員、臨時委員、及びオブザーバーは、本小委員会に関連して知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

5. 庶務

小委員会の庶務は、環境省担当課室の同意を得て、実証運営機関において処理する。